

幼児保育の無償化

幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に実施するものです。

	保育の必要性なし (専業主婦(夫)世帯)	保育の必要性あり(共働き世帯等) ※延長保育料は無償化の対象外	
	1号認定: 3～5歳	2号認定: 3～5歳	3号認定: 0～2歳 (住民税非課税世帯のみ)
認可保育所 地域型保育事業所		無償	無償
認定こども園	無償 (預かり保育料は対象外)	無償	無償
幼稚園 (新制度に移行した園)	無償 (預かり保育料は対象外)	無償 (預かり保育料は月額上 限 11,300 円まで無償)	無償 (預かり保育料は月額上 限 16,300 円まで無償)
幼稚園 (新制度に 移行していない園)	無償 (月額上限 25,700 円) (預かり保育料は対象外)	無償 (月額上限 25,700 円) (預かり保育料は月額上 限 11,300 円まで無償)	無償 (月額上限 25,700 円) (預かり保育料は月額上 限 16,300 円まで無償)
企業主導型保育事業		所利用者負担額分相当分まで無償	
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・ センター事業	無償化の対象外	無償 (月額上限 37,000円まで)	無償 (月額上限 42,000円まで)

食材料費(給食費)、行事費、日用品・文房具費、通園送迎費等は無償化の対象外です。ただし、食材料費のうち副食費(おかず・おやつ代)については、下記の条件の世帯を対象として免除・補助を行います。

利用施設	1号認定	2号認定
認可保育所、 認定こども園、 幼稚園(新制度に移行した園)	・年収360万円未満相当世帯(市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯)のすべてのお子さん ・年少から小学校3年生までの範囲内にきょうだいが2人以上いる場合の、3子目以降のお子さん	・年収360万円未満相当世帯(市町村民税所得割額が57,700円(ひとり親等世帯の場合77,100円)未満の世帯)のすべてのお子さん ・18歳未満のきょうだいが2人以上いる場合の、3子目以降のお子さん
幼稚園 (新制度に移行していない園) (月額上限4,500円まで補助)	・年収360万円未満相当世帯(市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯)のすべてのお子さん ・年少から小学校3年生までの範囲内にきょうだいが2人以上いる場合の、3子目以降のお子さん	